

## 「カテゴリーⅢ航行の許可基準及び審査要領」の一部改正について

### 1. 背景

航空法第83条の2及び航空法施行規則第191条の2の規定により、カテゴリーⅢA航行及びカテゴリーⅢB航行\*については、国土交通大臣の許可を受けなければ行ってはならないこととされている。また、当該許可の基準は航空法施行規則第191条の4に定められているが、これを補足するものとして、カテゴリーⅢ航行の許可基準及び審査要領（以下「要領」という。）を定めている。

\*カテゴリー航行：悪天候時に計器着陸装置を利用して飛行場に進入し着陸を行う航行のこと。最低気象条件に応じてⅡ、ⅢA、ⅢB等に分類される。

要領では、機上装置の信頼性及び性能を実証するために、最終的最低気象条件の許可を得る前に、中間的最低気象条件の許可を受けた後6ヶ月間以上の実運航試験を行い、100回以上の進入・着陸を実施しなければならないこととされている。一方で、欧米における同様の許可基準においては、一定の要件を充足する場合に実運航試験の軽減を認める例外条項が設けられていることから、我が国基準にもこれを反映しようとするものである。

なお、本件は「規制改革・民間開放集中受付月間において提出された全国規模の規制改革・民間開放要望への対応方針」（平成19年2月23日規制改革推進本部決定）において、「悪天候時に計器着陸装置を利用して飛行場に進入し着陸を行うカテゴリーⅢ航行の許可に際して必要となる実運航試験の回数について、一定の要件を充足する場合に運航回数の軽減を認める例外条項を設ける方向で検討を行い、所要の措置を講じる。」とされたことを踏まえ、改正するものである。

### 2. 改正の概要

運航する航空機数が少ない、カテゴリーⅡ／Ⅲ方式を有する滑走路を使用する機会が限定されている等の理由により実運航試験に著しく長い期間を要する場合であって、実運航試験において実施する運航回数を軽減しても同等な信頼性の保証が得られる場合には、必要な運航回数を軽減することができることとする。

### 3. 今後の予定

平成20年3月末までに改正を実施することとする。